福岡県外の公立学校・国立高等専門学校等在籍者用

返還不要

授業料以外の教育費を支援！

高校生等奨学給付金

～前倒し給付のご案内～

福岡県では、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、修学旅行費、PTA会費など）を支援する高校生等奨学給付金を支給しています。

年度当初に負担が大きい新入生に対して、**４月～６月分給付額を前倒し**して給付することが可能で、**特に「家計急変」に該当する場合**は、事前に御準備をお願いします。

※所得など複数の要件があります。要件に該当する方のみ支給の対象です。

※この奨学給付金は、生活保護の収入認定から除外されます。

※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合に受けられる給付があります。詳細を知りたい方や申請を希望する方は御相談ください。

家計急変の場合

どんな人が対象？

入学日前に、離職などにより家計が急変した世帯

2 詳しくはページへ

通常の場合

どんな人が対象？

生活保護（生業扶助）受給者、非課税世帯、高等学校等の専攻科に入学した低所得世帯及び多子世帯

3 詳しくはページへ

問合せ先
福岡県教育庁教育総務部財務課学校予算係　電話092-643-3866

高校生等奨学給付金

家計急変／前倒しの場合

申請方法

高校生等奨学給付金の支給を受けるには、在籍する学校を経由して福岡県に申請書等を提出する必要があります。

下記提出書類を学校の事務室に提出してください。

提出書類

項　目	書　類
①高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書	様式１（その３－２）
②家計が急変したことを証するもの※1	**＜給与所得がある場合＞** 〇家計急変後の給与明細書３ヶ月分 ※2 〇直近の賞与の明細書 **＜自営業の場合＞** 〇家計急変後３ヶ月分※2の月別の控除前所得、経費額が分かる書類 〇直近の確定申告書の写し **＜離職の場合＞** 〇離職証明書や雇用保険受給資格者証など離職日が確認できる書類
③その他必要書類	**＜全員提出が必要なもの＞** 〇提出書類チェックリスト 〇令和６年度分の課税証明書 〇申立書 〇家庭調書 〇在学証明書（様式２） ※在学する学校に提出し、証明を受けてください。 〇債権者登録申出書（既に登録していて、登録内容に変更がない方は提出不要） **＜該当者のみ提出が必要なもの＞** 〇委任状（高校生等奨学給付金と学校徴収金等の相殺を希望する場合）

※１保護者等全員分を提出してください。
※２「３ヶ月分」には４月を含む急変後３ヶ月分（２～４月分、３～５月分のいずれか）の書類

締切 6/16

申請を希望する場合は、

１ページの問合せ先へ事前にご連絡ください。

※家計の急変による前倒し申請（４～６月分）の支給を受けた場合も、本申請（７～３月分）の支給を受けるためには、７月以降に再度申請をする必要があります。

高校生等奨学給付金

通　常／前倒しの場合

申請方法

高校生等奨学給付金の支給を受けるには、在籍する学校を経由して福岡県に申請書等を提出する必要があります。

下記提出書類を学校の事務室に提出してください。

提出書類

項　目	書　類
①高校生等奨学給付金（新入生前倒し給付）受給申請書	様式１（その２－２）
②入学の日現在の世帯状況が分かる書類	**＜生活保護を受給されている場合＞** 〇入学の日現在、生活保護を受給していることが分かる書類※１ **＜生徒が高等学校等専攻科に通っている場合＞** 〇扶養親族申告書（非課税世帯の場合又は記載する扶養親族が３人未満の場合は提出不要。）
③その他必要書類	**＜全員提出が必要なもの＞** 〇提出書類チェックリスト 〇在学証明書（様式２） ※在籍する学校に提出し、証明を受けてください。 〇令和６年度分の課税証明書又は税額決定（変更）通知書 ※源泉徴収票は不可 〇債権者登録申出書（既に登録していて、登録内容に変更がない方は提出不要） **＜該当者のみ提出が必要なもの＞** 〇委任状（高校生等奨学給付金と学校徴収金等の相殺を希望する場合）

※１生業扶助を受給していることが分かる書類

締切 6/16

申請を希望する場合は、

１ページの問合せ先へ事前にご連絡ください。

※通常の前倒し申請（４～６月分）の支給を受けた場合も、本申請（７～３月分）の支給を受けるためには、７月以降に再度申請をする必要があります。

Q&A 高校生等奨学給付金 よくある質問

Q1 令和6年10月に離職し、収入が減少しました。今回、申請できますか？

家計急変により収入が減少した時期が入学の日以前であれば、**申請は可能**です。

ただし、所得の状況により、給付金が支給されない場合もあります。

Q2 他の奨学金を受給していますが、併用はできますか？

高校生等奨学給付金は他の奨学金との併用を認めています。

しかし、併用先の奨学金制度が併用を認めていないことがありますので、**併用先の奨学金制度を十分確認**してください。

Q3 給付金は、いつ振り込まれますか？

前倒し申請（４～６月分）の場合は、６月末頃を予定しています。

なお、本申請（７月～３月分）については、別途申請が必要です。

Q4 給付金は、全額振り込まれますか？

学校にお支払いいただく校納金がある場合には、校納金を差し引いた金額が振り込まれることがあります。
ご理解いただきますようお願いします。

Q5 申請書はどこでもらえますか？

福岡県教育委員会のホームページ（http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syougakukyuuhukin.html）からダウンロードしてご利用ください。
ご自宅のインターネット環境が整っていない場合は、１ページに記載の問合せ先までご連絡ください。

Q6 前倒し申請をしたら、本申請は不要ですか？

前倒し申請（４～６月分）が認定された場合でも、**本申請（７～３月分）は必要です**。